

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和5年12月18日（月）
午前9時24分 開会
午前10時57分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 岡本 昭治
副委員長 石田 清
委員 上田 伴子、木谷 敏勝、
竹中 理、西田 真、
松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主 幹 山本 慎二
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 岡本 昭治

総務委員会（分科会）次第

2023年12月18日（月） 9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 管外行政視察研修について〈4頁〉

ア 日程： 月 日（ ）～ 月 日（ ）の2泊3日

イ 内容： _____

(4) 閉会中の継続審査申出について〈8頁〉

4 その他

5 閉会

令和5年第6回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【 総務委員会 】

- 第116号議案 財産の無償貸付について
- 第129号議案 豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者の指定について
- 第131号議案 豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
- 第132号議案 豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第133号議案 豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第134号議案 豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第145号議案 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第161号議案 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第162号議案 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第163号議案 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【 総務分科会 】

- 第152号議案 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）
- 第166号議案 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）

※ 第152号議案及び第166号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

2023年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2023年12月18日(月)

【総務委員】

委員長	岡本 昭治
副委員長	石田 清
委員	上田 伴子 木谷 敏勝 竹中 理 西田 真 松井 正志

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	山口 繁樹
議会事務局次長	坂本 英津子
行政管理部	
行政管理部長	塚本 繁樹
行政管理部次長 兼資産活用課長	久保川 伸幸
秘書広報課長	小野 弘順
財政課長	長谷川 幹人
デジタルトランスフォーメーション推進部	
デジタルトランスフォーメーション推進部長	谷口 雄彦
経営企画課長	真狩 直哉
D X・行財政改革推進課長	若森 洋崇
危機管理部	
危機管理部長	山本 尚敏
危機管理課長	畑中 聖史
危機管理課参事	木下 喜晴
総務部	
総務部長(会計管理者)	堂垣 真弓
総務部次長(キャリアデザイン・ハラスメント担当) 兼人事課参事	岸本 京子
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
総務課参事	藤本 充
人事課長	岡 亮吾
人事課参事	向原 芳江

くらし創造部	
くらし創造部長	谷岡 慎一
くらし創造部次長 兼ジェンダーギャップ対策室長	土田 篤
地域づくり課長	井上 靖彦
地域づくり課参事	木内 純子
市民部	
税務課長	中奥 実
税務課参事	瀬崎 晃久
城崎振興局	
地域振興課長	藤原 孝行
竹野振興局	
地域振興課長	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	池内 章彦
出石振興局	
地域振興課長	三宅 徹
但東振興局	
地域振興課長	道下 一
会計課	
会計課長	西村 嘉通
消防本部	
消防長	井崎 博之
消防本部次長 兼総務課長	上田 有紀
予防課長	井上 光彦
警防課長	田中 陽一
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	中川 光典

説明員計 28名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹	山本 慎二
---------	-------

計 36名

午前9時24分 委員会開会

○委員長（岡本 昭治） 皆さん、おはようございます。

定刻より大分早いですけども、皆さんがおそろいですので、委員会を開会させていただきたいと思っております。

今年初めて雪が降りました。山には何か神鍋ですと20センチ、25センチとかというような雪が降ってるみたいですし、浜のほうはあんまりないんですかね、竹野のほうはありますか。ないですか。但東のほうも少しあるみたいですが、下にはなくて上にたくさん降ってくれるという理想型を求めているんですけども、なかなかそういうことにならないかも分かりません。寒くなりますので、お体には気をつけていただきたいと思います。

委員の皆さんはSide Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務05. 12. 18が本日の委員会のフォルダーです。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、委員会審査に入ります。

まず、第116号議案、財産の無償貸付についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

資産活用課、久保川部次長。

○行政管理部次長（久保川伸幸） それでは、議案の21ページのほうをご覧くださいと思います。

第116号議案の普通財産の無償貸付についてご説明をいたしたいと思っております。

本案は、市において活用予定のない市有財産につきまして、建物等を無償で貸し付けることによって

当該市有財産全体の活用を進めようということで、地域の活性化を図るものであります。地方自治法の規定によって議会の議決をお願いするものでございます。

無償貸付けをしようとする財産につきましては建物等で、豊岡市竹野町御又78番地の旧竹野南小学校の校舎と全ての建物、計6棟ございます3, 365. 83平方メートルと、プールその他の旧竹野南小学校の施設に附属する設備や物品ということになってございます。

無償貸付けをする理由ですけれども、まず、土地につきましては、適正な価格でお貸しをいたします。一方で、建物も適正な価格で貸し付けるということになりますと、学校跡地は全体の面積、それから建物の規模等が非常に大きくかなりの高額になるため、現実にはなかなか活用が進まないことが見込まれます。そこで、全国の多くの自治体でも建物の無償貸付け等により跡地活用を進めていると、こういった先例も踏まえつつ、早期に活用につなげていくことが必要だと考えております。

また、建物等を有償で貸し付ける場合、貸付期間中の施設の基本的な管理責任等は市が負う必要があるなど、管理経費の負担もまた課題となりますので、学校跡地の建物等につきましては、現状有姿での利用を条件に無償貸付けとしようとするものでございます。さらに、このプロポーザルの公募条件には、まちづくり等との関係性、それから地域への貢献、周辺環境への配慮等、こういったものを評価対象とするなど、地域の活性化に資する活用を条件としており、これらの点を総合的に勘案して無償貸付けをしようとするものでございます。

貸付期間につきましては、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間としてございます。

相手方につきましては、議案記載のとおりでございます。

ちょっと追加ですけれども、ちなみに今回この建物等の評価額は、建物全体で3, 390万円であったものを、先ほどの理由等によって無償で貸与し

ようとするものでございます。

また、今回、竹野南小学校の建物等と併せて貸付けをすることとしております土地についてもご案内をしておきます。

旧竹野南小学校の土地は全体で3万962平方メートルありまして、鑑定の結果では3,840万円との評価をいただいております、これを市の規定によりまして適正な価格であります年額230万4,000円で10年間貸し付けることといたしております。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（西田 真） よろしいか。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） 何点か確認をさせてください。

建物無償ということで、地域の活性化にとっても非常にいいことだと思いますけど、地元の要望はどのような要望があるかというのが1点と、そして、土地のほうは3,840万円を230万4,000円、これ年間ということでは10年間、これは基準というのはどんな基準があるか、ちょっと紹介をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 久保川部次長。

○行政管理部次長（久保川伸幸） 地元の希望ということにつきましては、プロポーザルをします折にどんなご希望があるかということについて確認をさせていただいたんですが、具体的にこういった活用がということでのご希望が特にあったということはありません。ただ、一日も早く活用していただきたい。この活用、廃校になりました折にはそもそも市として活用する予定があるかどうか、その確認をして、まずそれもない。その次に地元としても使われたい希望があるかどうか、そのこともちゃんと確認をしますが、それも地元としては特になんないということがございましたので、今、もし避難所というようなことの可能性もあれば、この事業者については協力もしたいという申し出もいただいておりますので、そういったことについてはこれから地元も

含めながら協議はしていきたいと思いますが、地元の希望が、特段これということで希望があったわけではないというのが1点目です。

それから、土地の評価は適正な価格をいただいて、基準によって貸し付けるということですが、普通財産の貸付けにつきましては評価額の6%で貸すということに規定上、うちのルールとしてなっておりますので、その規定に基づいてルールどおりにお貸しをするということでございます。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） 評価額の6%ということ、これはもう基準であるということによろしいんですね。そして、建物を無償で貸すということですけど、これ補修や何かが出てきた場合はどういうことになるのでしょうか。

○委員長（岡本 昭治） 久保川部次長。

○行政管理部次長（久保川伸幸） これの考え方なんですけれども現状有姿、今あるがままの姿でお貸しします、それをただでお貸ししますという条件にさせていただきますので、基本的に通常の維持管理程度の修繕等が必要な場合につきましては、その事業者のほうで対応をお願いすると。ただ、抜本的に大きな、災害ですとかそういったことがあったときにその責任をとることについては難しいかなとは思いますが、それもじゃあ、その程度によりますけれども、市が必ず直して使えるようにするというところまでいくのかどうかとなると、そこは協議の上ということに恐らくなると思います。今の段階で現状有姿でそのままをお貸ししますので、その代わりただですという条件ということになってございます。そこは十分に事業者のほうもご承知をいただきながら契約ということにしていくと思います。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） 地元の要望は特になんないということでありましたけど、避難所ということで今はなっとなんと思っておりますので、なっていないですか、なっとなんと思っておりますけど、どないですか、ちょっと確認させてください。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○危機管理課長（畑中 聖史） 避難所のほうにつきましては解除しております。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） 今、解除ということで答弁していただきましたけど、また地元のほうでいろんな要望、今現在はないということでもありますけど、いろんなことでまた要望等出てきましたら、事業者のほうにもその辺は十分配慮するようにということをお申し伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。委員長、ありがとうございます。

○委員長（岡本 昭治） そのほかありませんか。
上田委員。

○委員（上田 伴子） 今聞いてましたら避難所解除ということでしたけども、そこら辺の避難所については、解除された後の次はどこというのは決まってるんですか。

○委員長（岡本 昭治） 畑中課長。

○危機管理課長（畑中 聖史） 竹野南小学校を解除した後は、竹野南コミュニティセンターとクリーンパーク北但がもともと指定されておりますので、そちらのほうに行ってくださいというアナウンスもしております。以上です。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

○委員長（岡本 昭治） いいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第116号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第129号議案、豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

但東振興局地域振興課、道下課長。

○但東振興局地域振興課長（道下 一） 第129号議案、豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案の内容につきましては、本会議の場で局長からご説明したとおりであります。補足でご説明をさせていただきますと思います。

議案は73ページをご覧ください。但東町坂野にあります豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設、こちら通称はふるさと交流センターさかのと申します。こちらにつきまして、地元坂野区を指定管理者に、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、同施設の管理を行わせようとするものです。

こちらの施設は、地域農業の構造改善、さらには都市と農村の交流を図ることで、農業、農村の活性化推進を図ることを目的に、建物のほうは平成17年、2005年になりますけれども7月に、また、交流広場、アスファルト舗装の駐車場、水路等外構部分につきましては平成19年、2007年3月に県から市へ、土地改良財産として譲与を受け、これまで地元坂野区を指定管理者に、区の集会施設としての機能はもとより、ふるさと・村保全活動として、都市部の人たちとの交流事業にも取り組んできております。

なお、こちらの施設は実質的に区の集会施設でございます。地元への移管が本来と考えますので、次の指定管理期間中に県や地元坂野地区との協議を行い、施設の譲渡に向けた手続を進める考えであります。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（西田 真） 委員長、1点だけ。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） この建物、地元の譲渡というのは、これ年数は基準があったでしょうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○但東振興局地域振興課長（道下 一） こちら、

建物移譲を受けましたのは2005年、平成17年でございまして、譲渡の年限、譲渡ができる年限は、可能になる年限は2036年、令和18年4月1日から可能になりますということで県から通達を受けております。以上です。

○委員（西田 真） ありがとうございます。

○委員長（岡本 昭治） よろしいですか。

○委員（西田 真） はい。

○委員長（岡本 昭治） そのほかはありませんでしょうか。ないですか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第129号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第131号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

経営企画課、真狩課長。

○経営企画課長（真狩 直哉） 81ページをご覧ください。第131号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例案は、本市の組織、機構についての見直しに伴い、事務分掌条例を含む3つの条例について所要の改正を行うものです。

84ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1、改正の内容ですが、第1条でデジタルトランスフォーメーション推進部を廃止し、新たに市長公室を設置することを定めています。

第2条では、市長公室の分掌事務を、秘書に関する事項、広報及び広聴に関する事項、市政の総合的企画及び調整に関する事項、地方創生に関する事項、

デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項、行財政改革の推進に関する事項並びに情報化の推進に関する事項とし、行政管理部の分掌事務から秘書に関する事項並びに広報及び広聴に関する事項を削除することを定めています。

次に、附則の第1項で、この条例の施行期日を令和6年4月1日とすることを定めています。

附則の第2項では、豊岡市の職員の給与に関する条例及び豊岡市行財政改革委員会条例について、所要の規定の整理を行うことを定めています。

なお、85ページから88ページに新旧対照表を添付しています。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第131号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第132号議案、豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

DX・行財政改革推進課、若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 89ページをご覧ください。第132号議案、豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

93ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1、改正の内容では、今申し上げたとおり、法律の改正により、引用する当該法律の別表第2が削られたことに伴う用語の定義等に係る規定の整備を行うこととしております。例えば、改正前の法律で定義とか略称とかされていた用語を、この条例別表第2において定義、略称等をしていくことなどです。

2、附則では、この条例は、施行期日ですけれども、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

94ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第132号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第133号議案、豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 99ページをご覧ください

い。第133号議案、豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

まず初めに、本案の見直しに当たりましては、これまでの経緯ですが、定数条例につきまして、合併後の平成19年に一度、定数条例を見直しております。これまで2回にわたる定員適正化計画に伴う職員数の減員や組織改編が行われる中、平成27年に策定しました定員管理計画に基づいて職員数の上限を881人と定め、現在まで定員管理を行っているところです。

今回の定数の改正に当たりましては、消防職員の増員の定数改正以外にこの881人の職員数、それから現状の組織の実態に合わせるため、職員数の乖離が大きい教育委員会事務局を中心に定数を見直すものであり、現状の職員数を今後減らすために定数の改正を行うものとはなっておりませんので、ご了承願います。

本案につきましては、本市の高齢者人口の増加に伴う消防需要や働き方改革などに対応するため、消防職員の定数を増員し、消防体制の強化、維持を図るとともに、職員数の今後の見込みを踏まえ、その他職員定数の見直しを行おうとするものです。

なお、市長事務局、教育委員会事務局等の定数減の主な理由としましては、これまで組織改編による事務移管や一部業務の民間委託などに伴うものです。

102ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

第2条関係で、市長の事務局の職員の定数を586人から550人に、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数を259人から150人に、企業職員の定数を80人から40人にそれぞれ減員し、消防職員の定数を131人から138人に増員することを定めるものです。

附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

なお、103ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 何点かお聞きします。

先ほど説明の中でありましたけれども、定数条例は平成27年に881人に定めたけれども職員数の乖離が大きいということは、このときに定めたけれども職員数としては人数を変えてこなかったということなんでしょうか。

それとそれから、今、正規職員と会計年度任用職員、フルタイム、パート含めてそれぞれの人数は何人でしょうか。

3点目に、どういう理由で正規職員ではなくて会計年度任用職員として配置しているのか、その理由をお尋ねします。

4つ目として、事務部局はマイナス36人、教育委員会の事務局及び教育機関の職員がマイナス109人、企業職員マイナス40人ですけれども、具体的なそれぞれの人数の内訳、後で資料で頂きたいと思います。

それから、5番目として、この議案ではないですけども、第152号議案でパートタイム任用職員の不採用に係る不用分として1,439万4,000円の減額、フルタイム任用職員の不採用に係る不用分として4,109万円の減額があるけれども、この議案ではないけれども、それぞれ何名分かお知らせください。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 5点ほどありました。

岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） まず1つ目ですけども、881人を上限とし、変えてこなかったということですが、平成19年に組織の改編がございまして、一度その部分で定数の見直しを行っておりますけれども、その後、見直しのほうは行っておらず、そのままの定数で来たということでございます。

それから、2つ目のフルタイムとパートタイムの人数につきまして、ちょっとしばらくお待ちください。

3点目につきましては、会計年度の位置づけとい

うことでよろしかったでしょうか。

○委員（上田 伴子） はい、そうです。

○人事課長（岡 亮吾） 位置づけにつきまして、あくまで正規職員の補充と、必要な業務がある場合に正規職員の補充というようところで事務補助員だとか、あとは専門職が必要な随時の場所に会計年度任用職員を充てているということでございます。

それから、2つ目の質問でございますけども、2023年の11月1日現在ですが、フルタイム会計年度任用職員が52人、パートタイムの会計年度任用職員が571人でございます。（発言する者あり）失礼しました、2023年の12月1日現在ということでございます。

それから、4点目は、すみません、4点目の質問については……。

○委員長（岡本 昭治） 確認ですか。

○人事課長（岡 亮吾） はい、すみません、確認をさせていただきます。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員、もう一度。

○委員（上田 伴子） 4点目は、事務部局がマイナス36人、教育委員会の事務局及び教育機関の職員がマイナス109人、企業職員がマイナス40人ということになっておりますけれども、具体的な内訳については、事務部局のどこかとか、そういうところからは細か過ぎてあれですかね、ちょっと難しいですか。例えば教育機関の職員が大変109人と多いんですけども、本庁と本庁以外の職員との、それぐらいはわかりますか。（「後で資料をお渡しする」と呼ぶ者あり）あっ、後でいいです。

○人事課長（岡 亮吾） 後でよろしいでしょうか。

○委員（上田 伴子） はい、よろしいです。

○委員長（岡本 昭治） この分については後で資料を提出してください。

○人事課長（岡 亮吾） はい、分かりました。

それから、5点目のパートタイム、これは補正の152号議案のところの部分でございます……。

○委員（上田 伴子） そうなんですけれども、ちょっと関連するかなと思ったもんですから。（「それ

は分科会で」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本 昭治) ええ、そうですね、第152号議案は分科会ですね。

○委員(上田 伴子) ああ、そしたらそのときでいいです。

○委員長(岡本 昭治) そのときに再度説明を……。

○委員(上田 伴子) はい、分かりました。
すみません、ほんなら、3番目のところちょっと聞き漏らしたので、人数をお願いします。

○人事課長(岡 亮吾) フルタイムとパートタイムの人数でございますでしょうか。

○委員(上田 伴子) そうですね、はい。

○人事課長(岡 亮吾) 今年度の12月1日現在でフルタイム会計年度任用職員が52人、パートタイム会計年度任用職員が571人でございます。

○委員(上田 伴子) ありがとうございます。

○委員長(岡本 昭治) よろしいですか。

○委員(上田 伴子) はい。

○委員長(岡本 昭治) そのほかありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(岡本 昭治) では、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。
上田委員。

○委員(上田 伴子) 今いろいろ質疑の中で答弁いただいたんですけども、この第133号議案には、私は反対を申し上げます。合併時から見るとデジタル化が進んだり、また、事務量や作業量が減少して人手が要らなくなった部署もあると思います。それに、時代の流れでそういう定数を削減されているのだと思うんですけども、人に対峙する仕事はデジタルでは減らせないと思います。正規職員ではなくて会計年度任用職員の募集においても多くの不足が生じているようなこともありますし、やっぱり臨時的業務でない仕事は正規職員を募集するなど、いま一度定数を見直すことが必要であると考えます。働き方改革の最大の目的、目標を、人への投資こそ30年成長なしの日本経済からの反省のはずです。非正規を減らして正規を増やしてこそ働き方改革

の目指すところであります。

なお、消防職員の増員には何ら反対を申し上げるものではありません。

以上、反対の討論といたします。

○委員長(岡本 昭治) それでは、ほかにありませんか。

○委員(木谷 敏勝) じゃあ、賛成討論させていただきます。

○委員長(岡本 昭治) はい。

○委員(木谷 敏勝) 今まで説明聞いておったら、やっぱりこれから先もどんどん減らしていくとかそういうことじゃなくて、定数の条例を見直してきちっと決めるということと、それから、減るとするのは事務移管も含めてその中で整理が進んできた、それから、先ほど言われたように消防職員は増員するという、だからといって物すごい不都合がある、あるいは職員の方にすごい不利益になるとかいうふうには考えられませんので、この議案に対してはそういう理由で賛成とさせていただきます。以上です。

○委員長(岡本 昭治) それでは、賛成、反対の意見がありますので、挙手によって採択いたします。
本案は、原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長(岡本 昭治) ありがとうございます。
賛成多数により、第133号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第134号議案、豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域づくり課、井上課長。

○地域づくり課長(井上 靖彦) 105ページをご覧ください。第134号議案、豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

109ページの条例案要綱をご覧ください。1の改正の内容ですが、小坂地区コミュニティセンター

の休館日を、火曜日から日曜日に変更しようとするものです。小坂地区コミュニティセンターは平日の貸し館希望者が多く、現在の火曜日休館より利用の少ない日曜日を休館日としたほうが地域住民の利便性が図れるということで、地域コミュニティ組織である夢コミュニティ小坂と小坂地区区長会から休館日の変更の申出があり、このことを受けて変更をするものです。

なお、今年4月から試行的に日曜日を休館日として運用し、休館日を変更することについて地区住民やコミュニティセンターの利用団体から特に変更により不都合になるという意見はございませんでした。

2の附則で、この条例の施行期日を令和6年4月1日としております。

110ページ、111ページに新旧対照表をつけておりますので、ご清覧をお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第134号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第145号議案、豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

出石振興局地域振興課、三宅課長。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） それでは、議案書187ページをご覧ください。第145号議案、豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、豊岡市立出石歴史文化交流館を現指定管理者の出石歴史文化交流館活用会議へ無償譲渡するため、廃止しようとするものです。この施設は、平成24年に国庫補助を受け施設改修しており、当時、10年後に当たる令和5年4月1日に建物を出石歴史文化交流館活用会議へ無償譲渡する覚書を交わしていました。しかしながら、改修後10年を経過する令和5年4月1日以降でないと、国や県に対して当該施設の財産処分の事務手続きができないという制度上の制約があることが判明いたしましたので、譲渡時期を1年間延長しておりました。このたび、国、県及び当該団体とも協議が調い、平成6年4月1日に当該団体へ無償譲渡いたしますので、廃止するものです。

また、192ページの新旧対照表をご覧願います。別表第2において出石歴史文化交流館を削除いたしますが、あわせて、その上段の豊岡市立楽々浦交流館も削除させていただきます。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 資産活用課、久保川部次長。

○行政管理部次長（久保川伸幸） ここでこの条例改正に関しまして、1点、私のほうから追加でご説明とおおびを申し上げたいというふうに思います。

議案書の192ページをご覧くださいと思います。新旧対照表です。この中で今ありました別表第2、これは利用金を規定してるところなんです。今回これは出石歴史文化交流館の廃止に伴い削るということにしておりますが、先ほどもありました、この中に豊岡市立楽々浦交流館の規定が含まれてございます。実はこの楽々浦交流館につきましては、令和3年第1回議会におきまして、23号議案のほうで他の集会施設と合わせて9施設をまとめて条例対象施設を規定しました別表第1から一斉に削除するという条例改正をさせていただきました。実はこの際に、本来であれば、この別表第1からの削除と併せて、この利用金を定めた別表第2からもこの楽々浦交流館を削除すべきところで

ありましたが、この削除を漏らすというミスをしておりました。今回併せてこの別表第2を削除するという事になったものでして、大変申し訳なく存じております。

今後こうしたミスのないように、条例全体の突合や確認を徹底してまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（西田 真） 委員長、1点だけ。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） この交流館のほうなんですけど、譲渡はそれでよろしいんですけど、特に傷んでるところとかそういうところがないような格好で譲渡されるかどうか、それとも補修後に譲渡されるかどうかも含めて教えていただければと思います。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 三宅課長。

○出石振興局地域振興課長（三宅 徹） 原則といたしまして、無償譲渡につきましては現状のままで無償譲渡するという事にしておりますので、形態としましては、今のまま修理をせずに譲渡する予定です。その状態につきましては、今のところ屋根の、かやぶき屋根がかかっておるんですけども、その部分の経年劣化の傷みというのは多少ございますけれども、雨漏りをするとかそのような使用上の傷みというのはまだ確認されておりませんので、そのまま、現状維持のまま無償譲渡するというふうなことを考えております。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 西田委員。

○委員（西田 真） その状態だったら結構だと思います。その状態がどうかということで確認をさせていただきました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（岡本 昭治） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第145号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、161号議案から第163号議案まで、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ほか2件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 資料につきましては、議案の追加資料3ページをご覧ください。

まず、第161号議案、豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、令和5年人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料月額及び期末手当、勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものです。本案の人事院勧告は、昨年に引き続き月例給、ボーナスともに引上げ勧告となっています。

主な内容としては、民間企業との較差0.96%を是正するため、初任給を大卒程度で1万1,000円、高卒程度で1万2,000円の引上げをはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料月額を平均1.1%引き上げるとともに、期末勤勉手当を年間0.1月分引き上げるといったものでございます。

14ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容の1の(1)では、本年度12月期の期末手当の支給月数について、1.2月を1.25月に、0.05月分引き上げようとするもの、勤勉手当の支給月数について、1.0月を1.05月に、0.05月分引き上げようとするものです。また、行政職給料表及び医師職給料表について、令和

5年度の給料月額を引き上げようとするものです。

1の(2)では、令和6年6月期以後の期末手当の支給月数について、1.25月を1.225月に、勤勉手当の支給月数について、1.05月を1.025月に改め、6月期と12月期の支給月数を同じ月数とする改正を行うものです。

1の(3)と(4)については、豊岡市一般職の任期付職員についても給与条例に準じて、給料月額の引上げと所要の規定の改正を行おうとするものです。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきましては、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により、給与条例の期末手当に関する規定を準用していますので、正規職員と同じように本年度12月期の期末手当から改正適用されます。

次に、2の附則の(1)及び(2)では施行期日等を定めていますが、改正の内容の1の(1)及び(3)の給料月額の引上げについては、令和5年4月1日に遡っての適用とし、期末勤勉手当に関する規定については12月1日に遡っての適用としています。また、改正の内容の1の(2)及び(4)につきましては、令和6年4月1日から施行することとしています。附則の(3)では、この条例の施行に関し必要な経過措置を定めています。

なお、15ページ以降、新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

次に、33ページをご覧ください。第162号議案、豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案につきましても、令和5年人事院勧告に準じて、市長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものです。

36ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容の1の(1)では、本年度12月期の市長等の期末手当の支給月数について、2.2月を2.3月に、0.1月分引き上げようとするものです。1の(2)では、令和6年6月期以降の期末手

当の支給月数について、2.3月を2.25月に改めようとするものです。

なお、市議会議員の皆さんの期末手当につきましては、豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定により、市長等の例によるという規定になっていますので、市長等と同等の引上げ適用となります。

次に、附則の2の(1)及び(2)では施行期日等定めていますが、本年12月期の期末手当については支給基準日である12月1日からの適用とし、令和6年度以降の期末手当については令和6年4月1日から施行することとしています。

なお、37ページ以降、新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

続きまして、39ページをご覧ください。第163号議案、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給ができることとなりました。このため、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定を定めようとするものです。

42ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、会計年度任用職員の給与の定義に勤勉手当を加え、勤勉手当の規定について、給与条例の勤勉手当に関する規定を準用して定めようとするものです。

次に、附則の2の(1)では施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行することとしています。また、附則の2の(2)では、給与条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととしています。

なお、43ページ以降、新旧対照表を添付していますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長(岡本 昭治) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第161号議案から第163号議案までは、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。再開は10時20分。

午前10時11分 委員会休憩

午前10時19分 分科会開会

○分科会長（岡本 昭治） それでは、少し早いですが、ただいまから総務分科会を開会します。

これより3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、分科会審査に入ります。

まず、第152号議案、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

第152号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、債務負担行為補正及び地方債補正であります。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明を、次に人事課から全体の人件費を含めて説明いただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は説明が終わった後、一括して行います。

それでは、順次説明願います。

財政課、長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） 元の議案書229ページをご覧ください。第152号議案、令和5年度一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ5億2,462万3,

000円を追加しまして、総額を497億9,142万8,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の追加、廃止、変更を、第3条で地方債の追加及び変更を行っております。

本補正予算の概要ですが、職員の配置を反映した人件費の補正、事業費確定や確定見込みによる増減、除雪経費などが主なものとなっております。

続きまして、財政課所管分の説明です。288ページ、289ページをご覧ください。12款公債費の説明欄1段目の市債元金で、補正額は417万1,000円というふうになっております。これは、利率見直しによる償還元金の増額ということになります。

その下、市債利子です。これにつきましては、利率見直しによる償還利子の減額と、昨年度の市債発行額の確定による減額等として、マイナス1,827万9,000円というふうになっております。

戻っていただきまして、歳入です。242ページ、243ページをご覧ください。一番下の枠、12款地方交付税の説明欄の特別交付税として、除雪経費相当額の3億5,910万4,000円を計上しております。また、今回の補正の収支調整1億9,481万円は、248ページ、249ページの3段目の枠、21款繰越金を充てております。

説明は以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 次ですね、人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 一般会計補正予算（第7号）に係る人件費の補正につきましてご説明いたします。事前にお配りしております、令和5年度人件費12月補正予算の主な理由（一般会計）の資料をご覧ください。

それでは、費目ごとに説明いたします。

報酬につきましては、1,439万4,000円の減額としています。主な要因としましては、主にパートタイム会計年度任用職員に係る未採用月数分の減額によるものとなっております。未採用月数分といいますのは、当初予算で1年間分の予算を組んでおりますが、実際に採用できたのが4月当初か

らではなく年度の途中の採用となった場合や採用できなかった場合に採用できなかった経過月数分が不用となりますので、その分を減額するものです。

なお、パートタイム会計年度任用職員の減額の人数でございますけども、9月補正で527人から、今回の12月補正で532人とプラス5人増という形になっております。

続きまして、給料につきましては、4,479万円の減額としております。主な要因としましては、フルタイムの会計年度任用職員に係る未採用月数分の減額と育児休業、退職等による不用分の減額によるものです。

なお、フルタイム会計年度任用職員につきましては、9月補正で61人あった人数を、今回の12月補正で44人と17人減員をしてるという形になっております。

手当につきましては、631万9,000円の減額としております。時間外勤務手当の増額、各種手当の随時異動等による増額、会計年度任用職員に係る不用分の減額、育児休業等に伴う不用分の減額を反映したものとっております。

共済費につきましては、1,391万6,000円の減額としております。会計年度任用職員に係る未採用月数分、育児休業等による不用分の減額で、報酬、給料を減額したことによって生じる共済費の減額を反映したものとっております。

最後に、負担金につきましては、337万9,000円の減額となっております。退職手当組合の負担金、互助会負担金の減によるものです。主な内訳は、フルタイムの会計年度任用職員の未採用月数分と育児休業等に係る退職手当負担金の減額によるものとっております。

全体として、人件費8,279万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、人事課所管分の説明をさせていただきます。

議案書の255ページをお開きください。説明欄の下から3枠目に記載のあるキャリアデザイン推進事業費です。2019年度から3月に実施してき

ました、職員採用予定者の入庁前研修について、より研修の効率化を図るため、新任職員研修と統合し4月初めに実施することから、費用弁償20万円、業務委託料60万5,000円の計80万5,000円を減額するものでございます。

人事課からは以上です。

○分科会長(岡本 昭治) DX・行財政改革推進課、若森課長。

○DX・行財政改革推進課長(若森 洋崇) 255ページをご覧ください。中ほど、行革推進事業費47万6,000円です。この予算は、全国都市改善改革実践事例発表会を開催するためのものです。この発表会には全国の自治体が業務改善活動を実践している職員の代表を派遣し、その事例をお互いに発表したり共有したりするものです。2月9日の午後、豊岡市民プラザでの開催を現時点で計画しております。職員にもこの発表会の参加を促す予定であります。予算案に計上している主な費用は、会場使用料や看板やパンフレットの作成費です。

私からの説明は以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 危機管理課、畑中課長。

○危機管理課長(畑中 聖史) そうしましたら、281ページをご覧ください。説明欄の上から3つ目の枠で、消火栓管理費がございまして。その中で消火用水23万7,000円の増額となっておりますが、これは消火活動や訓練で使用しました水ですけれども、それを精算するものでございまして、水道事業会計への負担金となっております。

説明は以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 総務課、藤本参事。

○総務課参事(藤本 充) 私からは、総務課の補正予算について、歳出、歳入の順に説明いたします。

260ページ、261ページをご覧ください。一番上の欄、住宅・土地統計調査費でございまして。このたび、住宅・土地統計調査事務委託金について、指導員及び調査員報酬の単価改定に伴い1万3,000円の追加内示がありましたので、内示額に合わせて指導員及び調査員の報酬を合計で1万3,000円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。246ページ、247ページをご覧ください。右側の下から1つ目の欄に先ほど申しあげました住宅・土地統計調査事務委託金1万3,000円を計上しております。

総務課は以上でございます。

○分科会長(岡本 昭治) 地域づくり課、井上課長。

○地域づくり課長(井上 靖彦) 256ページ、257ページをお願いいたします。中ほどの枠、市民プラザ管理費で指定管理料64万円増額しようとするものです。市民プラザについては、2021年度から5年間の指定管理料となっており、電気料については2019年度の実績に基づいて積算していますが、当時の料金単価が低かったこと等により、現況の年間見込額に合わせようとするものです。

同じページの下から2つ目の枠、コミュニティセンター管理費ですが、これを298万2,000円減額しようとするものです。内容につきまして3点ございまして、1つ目、消耗品についてですが、全29館のコミュニティセンターの男子、女子、多目的トイレそれぞれ1か所にサンタリーボックスを設置する費用を24万8,000円増額するものでございます。2つ目、光熱水費ですが、電気料金について、現行の執行見込みより450万円を減額するものです。3つ目、修繕料ですが、奈佐地区コミュニティセンター、小坂地区コミュニティセンターのエアコンがそれぞれ1台故障したため入替えの修繕を行うもので、127万円を減額するものです。この3点を合わせまして298万2,000円を減額しようとするものです。

戻っていただきまして、234ページをお願いいたします。債務負担行為の補正についてでございます。一番上の市民プラザ指定管理料について、先ほど説明をしました電気料金の増額に伴うもので、128万円の債務負担を今回の補正予算で増額をお願いしようとするものです。

説明は以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 税務課、中奥課長。

○税務課長(中奥 実) 259ページをご覧ください。

さい。説明欄2項目めの賦課徴収事務費です。業務委託料として、納税者の利便性向上と地方税務手続のデジタル化推進のため、市県民税普通徴収分と国民健康保険税の納付書に地方税統一QRコードを印字するため基幹システム「MISALIO」と滞納整理システムの改修を行うもので、933万6,000円を補正しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

242ページをご覧ください。市税におきまして、今回、1億2,300万円を増額いたしております。市民税については、賦課決定額に基づき8,000万円を増額しております。固定資産税については、償却資産が増加見込みとなるため、2,700万円の増額をいたしております。次に、軽自動車税については、種別割を賦課決定額により300万円の増額、入湯税については1,300万円増額しております。当初ではコロナ禍の影響を考慮した予算としておりましたが、前年度、令和4年度と同額程度が見込めるため増額を行うものです。

説明は以上です。

○分科会長(岡本 昭治) 竹野振興局地域振興課、山根課長。

○竹野振興局地域振興課長(山根 哲也) 255ページをお開きください。上から2枠目の3行目、財産管理費の中の竹野振興局地域振興課分として、その下、3行目、保守点検委託料の1万5,000円減額、そしてその2行下、業務委託料42万4,000円減額のうち、特定建築物定期検査報告書作成業務18万2,000円の減額を行っております。これは、2021年4月から竹野浜自治会へ区民の会館として無償貸与しておりました旧竹野老人福祉センターが、このたび竹野浜自治会が別の場所に所有されていた倉庫を改築し新しく会館を建てられ、この10月末をもって市へ返還されたことにより不用となった経費の減額を行うものです。これらの支出経費につきましては、全て竹野浜自治会が負担されていることから、あわせて、歳入の減額等も行っております。

その歳入ですが、251ページをお開きください。

上の枠、3、雑入のうち、上から3番目、光熱水費等使用者負担金23万5,000円の減額と、その6行下の返納金の建物総合損害共済解約返戻金3,000円が関連する歳入となります。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第152号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

第166号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明を、次に、人事課から全体の人件費を説明いただき、その後、担当課から説明願います。

それでは、順次説明願います。

財政課、長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） 追加議案書の65ページをご覧ください。第166号議案、令和5年度一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ12億8,178万8,000円を追加しまして、総額を510億7,321万6,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費の追加を、第3条で地方債の追加及び変更を行っています。

本補正予算の概要ですが、去る11月29日にデフレ完全脱却のための総合経済対策の国の補正予算が成立しました。この経済対策によりまして、基

盤整備促進事業として圃場整備や農道橋の耐震化を、自動録音機能付電話機等の補助、私立保育園への物価高騰対策支援などを行います。

また、本市に交付されます臨時交付金を活用しまして、住民税非課税世帯などへの給付金のほか、市独自の経済対策として子育て世帯への生活応援ギフト券の配付、中小企業者の省エネルギーフォーム支援などを行います。さらに、人事院勧告に基づきます給与の改定、公共施設集約化に伴う城崎庁舎改修の経費なども計上しております。

続きまして、財政課所管分の説明です。

80ページ、81ページをご覧ください。2款総務費の説明欄、2段目の基金管理費で1億1,714万4,000円です。これは、令和6年度、7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を市債管理基金に積み立てるものでして、その経費は普通交付税の再算定で措置されるということになります。

続きまして、歳入です。戻っていただきまして、76ページ、78ページをご覧ください。国県支出金、市債のほか、一般財源にはこの普通交付税、前年度繰越金を充てております。

説明は以上なんですけど、ちょっと1点だけ補足説明をさせていただきます。今回、住民税非課税世帯7万円と上げておりますが、国の報道等でご承知だと思っておりますが、そのほかに、今後、住民税均等割のみで所得税が課せられてない方、これが一世帯10万円、あと、これらの世帯で18歳以下の子供に対しまして1人当たり5万円の給付が今、検討されています。これも詳細が確定しましたら速やかに補正予算を編成することを想定しておりますので、その際にはご協力をお願いしたいというふうに考えてます。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 第166号議案、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

人件費につきましては、事前にお配りしています令和5年度人件費12月補正予算給与改定分の主

な理由（一般会計）の資料をご覧ください。

今回の一般会計の補正予算につきましては、人事院勧告に準じて、職員等の給料月額、期末勤勉手当の支給割合の改定をすることに伴うものです。一般会計で8,651万6,000円の増額となっています。

それでは、費目ごとに説明いたします。

給料につきましては、平均1.01%の引上げによる給料月額の改定で、2,929万9,000円の増額としています。

次に、手当です。4,453万6,000円の増額としています。基礎額となる給料月額の改定に伴い、時間外勤務手当が183万9,000円、休日勤務手当が38万7,000円、夜間勤務手当が15万7,000円とそれぞれ増額しています。また、期末勤勉手当については年間0.10月分の引上げに伴う増額分が4,215万3,000円で、内訳としましては、市長等特別職の期末手当が33万3,000円、議員の期末手当が96万5,000円、一般職員の期末手当が1,917万8,000円、一般職員の勤勉手当が1,746万4,000円、会計年度任用職員の期末手当が421万3,000円となっています。

共済費については、給料改定に伴い795万1,000円の増額となっています。負担金については、給料改定に伴い退職手当組合負担金が466万9,000円、互助会負担金が6万1,000円の増額となっています。以上、給料改定に伴い8,651万6,000円の増額として予算計上しています。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 城崎振興局地域振興課、藤原課長。

○城崎振興局地域振興課長（藤原 孝行） 第166号議案の城崎振興局分につきまして、予算書の82ページ、83ページをご覧ください。先ほど財政課長のほうからも説明ございましたが、13の城崎振興局費です。庁舎管理費として、設計費用181万5,000円を計上しております。こちらのほうは、かねてから説明申し上げておりますとおり城崎庁

舎の1階、具体的には1階の集会室を豊岡市商工会の城崎支部と、それから社会福祉協議会の城崎支所の事務所として活用するための改修工事を行うための実施設計でございます。ちなみに、来年度、実際の改修工事の予算を計上して工事にかかっていくというふうな計画をしております。以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第166号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本日の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

ないようですので、それでは、当局の皆さんはご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、ここで分科会を暫時休憩します。

午前10時44分 分科会休憩

午前10時44分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として委員長報告に付すべき内容について、ご協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時45分 委員会休憩

午前10時45分 委員会再開

○委員長(岡本 昭治) 委員会を再開いたします。
委員会意見・要望については特にないということ
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本 昭治) 次に、委員長報告について
ですが、内容につきましては正副委員長に一任いた
だきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本 昭治) ご異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時46分 委員会休憩

午前10時46分 分科会再開

○分科会長(岡本 昭治) 分科会を再開します。
これより、3、協議事項、(2)意見・要望のま
とめについて、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の
審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として予算決算委員会
に報告すべき内容についてご協議いただきたいと
思います。

暫時休憩します。

午前10時46分 分科会休憩

午前10時46分 分科会再開

○分科会長(岡本 昭治) 分科会を再開いたします。
分科会長意見につきましては、特にないというこ
とです。内容につきましては、正副分科会長一任願
いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(岡本 昭治) ご異議なしと認め、その
ように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午前10時47分 分科会閉会

午前10時47分 委員会再開

○委員長(岡本 昭治) 委員会を再開します。

これより、3、協議事項、(3)管外行政視察研
修についてを議題といたします。

ア、日程ですが、管外視察の時期は何かと行事の
多い時期でありますので、他の行事等の重複を避け
るため、実施日程を協議いただきたいと思います。

まず、事務局から4ページの管外行政視察研修日
程検討資料について説明を願います。

○事務局主幹(山本 慎二) 次第のほう、4ページ
をお開きください。

なかなか、4月につきましては、議会だよりの関
係もありまして、来年度も5月でと考えております。
20日からの週はもう開会前の議運が始まる週で
もありますので、網かけしています5月8日から1
7日まであたりでということではほかの委員会とも
話をしております。その辺りで調整いただけたらと
思います。

説明は以上です。

○委員長(岡本 昭治) ただいま事務局から令和6
年5月の日程について、現在予定されている行事等
の説明がありましたので、管外視察の実施について
ご協議いただきたいと思います。

ご意見ありませんか。

○委員(西田 真) よろしいか。

○委員長(岡本 昭治) はい、どうぞ。

○委員(西田 真) すみません。12日の週で予
定していただければ非常にありがたいと思います。
13日から17日まで、どこでも私は大丈夫です。
前の週はちょっと外していただければと思います。
以上です。

○委員長(岡本 昭治) ほかの委員の方、どうでし
ょうか。特にないですか。

それでは、当委員会の管外行政視察につきましては、
今、申出のありました5月13日から5月17
日、金曜日までですけれども、そのうち2泊3日で行
うことでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

今後、不都合が起きない限りはこの日程で実施したいと思いますので、委員の皆さんは予定の確保をお願いいたします。

次に……。

○委員（上田 伴子） すみません。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） これのうちの2泊3日ですか。

○委員長（岡本 昭治） はい、そうです。また最終調整は来年度になるかと思います。

次に、視察内容についてですが、5ページから7ページにこれまでの管外視察実績一覧表を添付しておりますが、視察内容や視察先についてご協議いただきたいと思います。

ご意見等お願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時51分 委員会休憩

午前10時56分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開いたします。

視察内容、視察先につきましては今後選定していきたいと思いますので、ご意見等がありましたら正副委員長のほうへお申し出いただければと思います。

この件はこの程度にとどめたいと思います。

これより、（4）閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料8ページにあります、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより、4、その他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 特にないですかね。

それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分 委員会閉会
